

誣訪市いじめ防止等のための  
基本的な方針

平成27年8月

誣 訪 市  
誣訪市教育委員会

## 目 次

はじめに	1
一 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方	1
1 いじめ防止等の対策に関する基本理念	1
2 いじめとは	2
(1) いじめの定義	2
(2) 見えにくいいじめ	2
(3) いじめの背景	3
3 いじめ防止等に関する基本的な考え方	3
(1) いじめを未然に防ぐために	3
(2) いじめの早期発見	4
(3) いじめに適切に対応するために	4
二 いじめ防止等のための対策	4
1 市の取組	4
(1) 諏訪市いじめ問題対策連絡協議会の設置	4
(2) いじめ防止等の取組	5
2 学校の取組	5
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	5
(2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置	5
(3) 未然防止の取組	6
(4) 早期発見の取組	7
(5) いじめへの対応	8
(6) ネット上のいじめへの対応	8
(7) その他	9
3 学校と家庭、地域、関係機関・関係団体が連携しいじめ防止等の取組	9
(1) 保護者の役割	9
(2) 地域におけるいじめ防止等の取組との連携	9
(3) 関係機関・関係団体との連携	10
4 重大事態への対応	10
(1) 学校の対応	10
(2) 教育委員会又は学校の対応	11
(3) 市長による対応	12
三 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項	13

## 「諏訪市いじめ防止等のための基本的な方針」

### はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

いじめはどの子どもにも、どの集団においても起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなる可能性があります。また、児童生徒の集団の中にいじめがあるということは、いじめを受けた児童生徒だけの問題ではなく、いじめを行った児童生徒、観衆としてそれをはやし立てたり、傍観者としてこれを見て見ぬふりをしたりした児童生徒を含むすべての児童生徒の心身の健全な発達の大きな妨げとなります。

そのため、いじめ問題への取組は、すべての児童生徒を対象に、それを取り巻くすべての学校の教職員、保護者、地域の皆さんが自らの問題として切実に受け止め、一枚岩となって徹底して取り組むべき重要な課題です。

諏訪市では、「子どもの心の変化を見逃さないためのメッセージといじめチェックリスト活用のお願い」を保護者向けに、「いじめをなくすために皆様のお力をお貸してください～子どもの心の変化を見逃さないためのメッセージ～」（平成 24 年 9 月 10 日）を地域の住民に発信しました。また、諏訪市 4 中学校生徒会が中心になって「諏訪市中学生未来創造宣言」（平成 24 年 12 月 7 日）をつくり、宣言文を発表し、いじめ問題に取り組むことを決意しました。

このたび、いじめ問題の克服に向けて、市・学校・家庭・地域・その他の関係者が連携を強化し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）」第 12 条に基づき、「諏訪市いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「市基本方針」という。）を策定します。

### 一 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

#### 1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

- (1)すべての児童生徒が、いじめを許さず、自他ともに尊重しながら、人間関係を築くことができるようにするとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことを目指し、未然防止に努めます。
- (2)児童生徒が自己有用感を感じたり、自己肯定感を高めたりすることができる機会を設けるように努めます。
- (3)児童生徒を大勢の大人の目で見守るとともに、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整え、いじめが大事になる前に早期発見・早期対応に努めます。

(4)いじめが起きたときは、いじめを受けた児童生徒の心身の安全を第一に、児童生徒の気持ちに寄り添い、学校、家庭、関係機関が連携して支援・指導を継続し、いじめ問題を乗り越えることを目指します。

## 2 いじめとは

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

学校では、上記法第2条の定義に基づき、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、本人や周辺の状況等を客観的に確認するなどして複数の教職員で行います。

そのため、いじめを受けた児童生徒の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せずに、いじめの可能性のある事象について認知の対象とすることが必要です。その際、「いじめ」という言葉でくくることなく、具体的な行為と児童生徒の気持ちを結びつけることが重要です。

### (2) 見えにくいいじめ

いじめの行為の代表的なものは、からかいやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などです。これらは行為だけ見れば、好ましくはないものの、「ささいなこと」、日常的によくあるトラブルです。しかし、そうしたささいに見える行為を継続的に複数の者から繰り返されたりすることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感がつり、精神的に追い込まれていくことがあります。さらに、暴行や傷害、恐喝などのように、警察に通報する必要がある事案にエスカレートしていく危険性もあります。

いじめは大人の目の届かないところで行われることが多いため、気付かずに見過ごしてしまったり、気付いてもふざけやよくあるトラブルと判断して見逃してしまったりすることがあります。さらに、「いじめは簡単には解決されない」「解決が不十分だとよけいにいじめがエスカレートすることもある」と生活経験から感じている児童生徒もおり、自分からいじめを訴えないこともあります。

いじめを受けた児童生徒や周囲の児童生徒に、いじめに気付いたり、相談したりする力を育むとともに、大人が児童生徒との信頼関係を築くよう努めたり、いじめを訴えやすい体制を整えたりするなどして、見えにくい心理的・精神的な被害を問題にする姿勢で、問題を見えるようにしていくことが必要です。

### (3) いじめの背景

いじめには、多様な背景が考えられます。例えば、次のような要因によりストレスを感じたり、ストレスに適切に対処することができなかつたりする場合があります。

- ①児童生徒相互の人間関係や教職員との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動の中で、満足感や達成感を十分味わえていない。
- ②直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。
- ③心のふれあいの時間の減少、基本的な生活習慣の形成不足などにより、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対に許されない」といった規範意識が育ちにくい。
- ④児童生徒の情報端末機の支持率の増加に伴い、パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる事案が増加。ネット上のいじめへの対策が急務

不登校にしろ、いじめにしろ個人の要因もちろん関係していますが、それ以上に大きいのが「クラスの雰囲気」です。「クラスの雰囲気」、あるいは「クラスの間人間関係」の中で、いじめも不登校も起きているのであって、個人的な要因に還元できてしまうものではありません。

## 3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの多くは学校で発生するため、まず、学校や教育委員会が取り組むべき教育課題です。しかし、いじめを防ぐためには、家庭や地域の理解や協力、関係機関との連携が欠かせません。児童生徒の健やかな成長を促すため、多くの大人が関わり、社会全体で児童生徒を見守っていくことがいじめ防止につながります。

### (1) いじめを未然に防ぐために

学校では、次のような視点を大切にし、いじめが発生してから対応するという考え方ではなく、未然防止に力点を置きたいじめの起こりにくい学校づくりを進めます。

- ①児童生徒が充実感や自己有用感を感じられる授業をはじめとする教育活動を展開し、集団の一員としての自覚や自信を育み、自己肯定感を高め、ストレス等に適切に対処できる力を育成する。
- ②児童生徒に「いじめは絶対に許さない」、「いじめられてよい子はひとりもない」ことへの理解を促す。
- ③児童生徒間のささいなトラブルは人間関係づくりをする機会ととらえ、児童生徒が自他を理解し、相手との関係を自らつくる力を育めるよう指導する。
- ④児童生徒が安心して毎日を過ごせるよう、規律ある環境づくりや開かれた集団づくりを行う。

保護者や地域では、学校の取組を理解し、日常的な家庭教育や地域の健全育成の取組などを通じて子どもたちを見守り、関わっていくことが大切です。

## (2) いじめの早期発見

学校、家庭、地域の大人が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で児童生徒を見守り、次のような点を大切にして、いじめにいち早く気付き、迅速な対応をすることが必要です。

- ①いじめは見えにくいことを認識し、ささいな兆候であっても「報告・連絡・相談」を大切に積極的に認知する。
- ②学校は、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、相談窓口の周知等により、児童生徒や保護者がいじめを訴えやすいようにする。
- ③相談しやすい環境をつくるために、教職員と児童生徒・保護者の信頼関係の構築を図るとともに、児童生徒が相談することの大切さに気付けるようにする。
- ④学校は地域に開かれた学校づくりを進める。また、地域では学校と家庭、地域が連携していじめの早期発見ができるような体制を整える。

## (3) いじめに適切に対応するために

学校でいじめがあることが確認された場合は、教職員が一人で抱え込まず、速やかに組織的対応をすることが大切です。そのため、学校ではいじめ対応マニュアルの充実を図り、関係する児童生徒への指導・支援のあり方や保護者との連携について全職員が共通理解をしておくことが必要です。

また、学校の取組の充実を図り、指導の効果を十分にあげるためには、保護者の理解と協力が欠かせません。さらに、事案によっては、心理や福祉の専門的知識を有する者の助言や、警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等関係機関との適切な連携も必要になります。そのため、学校と地域の関係機関が日頃から顔の見える関係づくりをしておくことが求められます。

## 二 いじめ防止等のための対策

### 1 市の取組

市においても、いじめ防止等に係る財政上の措置、人的な支援体制の整備等必要な措置を講ずるように努めるとともに、学校においていじめ防止等の対策が適切に実施されるように支援します。

#### (1) 諏訪市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市では、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るために、教育委員会、学校関係者、心理や福祉の専門的知識を有する者、警察関係者、その他の関係者により構成される「諏訪市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。

## (2) いじめ防止等の取組

市では、県の取組に準じ、学校と地域が連携して児童生徒を見守り、健やかな成長を促すための体制や仕組みを整えるなど、学校や地域の実情に応じたいじめ防止等の取組を適切かつ効果的に行うように努めます。

教育委員会は、学校におけるいじめ防止等の取組を支援するとともに、学校と連携して積極的に推進します。

いじめが起きた場合には、必要に応じて、出席停止措置の活用や、児童生徒の就学校の変更や学級編成替えの検討等、いじめを受けた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討します。

## 2 学校の取組

学校は、「いじめ防止等のための基本的な方針（以下、「学校いじめ防止基本方針」という。）」を基に、校長の強力なリーダーシップのもと「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」（以下、「いじめ防止等の対策のための組織という。）」を中核に教職員が共通理解し、保護者の協力を得たり、教育委員会や関係機関等と連携したりして、学校の実情に応じたいじめ防止等の取組を推進します。

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第 13 条に基づき、いじめ防止等の取組に対する基本的な考え方、いじめ防止等の取組の具体的な内容、いじめ防止等の取組の年間計画等を「学校いじめ防止基本方針」として定めます。

「学校いじめ防止基本方針」は、学校のホームページで公開したり、保護者に配布したりするなどし、家庭や地域の理解を得ながら、いじめ防止等の取組を進めます。

また、「学校いじめ防止基本方針」に定めたいじめ防止等の取組が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直します。

なお、学校のいじめ防止等の取組を円滑に進めるためには、策定や見直しにあたって、保護者や地域の方の参画を図ったり、児童生徒の意見を取り入れます。

### (2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置

学校は、法第 22 条に基づき、複数の教職員、必要に応じて、心理や福祉の専門的知識を有する者や、その他の関係者により構成する「いじめ防止等の対策のための組織」を設け、次のようないじめ防止等の取組を実効的に行います。事案の状況に応じ、学級担任や部活動顧問など、関係の深い教職員を追加するなど、柔軟に拡充を図ります。

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成
- ②学校いじめ防止基本方針の P D C A サイクルでの検証、必要に応じた見直し
- ③児童生徒、教職員、保護者等のいじめ相談・通報の窓口
- ④いじめの疑いに係る情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、教職員の情報共有
- ⑤いじめの疑いに係る情報があった時の組織的対応の中核

《イメージ図 構成員全員が集まる会議である必要はない》

管理職（教頭）・・・全体の統括・渉外

教務主任・・・年間計画の作成（調整）・検証

生徒指導主事・・・個別のいじめ事案への対応

養護教諭・・・いじめ事案への対応・相談窓口

教育相談係主任・・・いじめの相談窓口・情報の収集と記録

学年主任・・・各学年の取組・個別事案の対応

必要に応じて、  
外部専門家の助言

### (3) 未然防止の取組

学校では、すべての児童生徒を対象に、児童生徒が本来もっているよさや可能性を引き出すなどの予防的・開発的な生徒指導を推進し、健全な社会性を育むとともに豊かな情操を培い、相手の気持ちや立場を慮り、自分も相手も大切にすることを養います。また、児童生徒が過度なストレスをため込まないようにするとともに、ストレスを感じた場合でも適切に対処できる力を育みます。

#### ア いじめの起きにくい学校、学級づくり

##### (a) 日々の授業の充実

- ①三観点（ねらい、めりはり、見とどけ）を大切にした「わかる授業」の展開と学習内容の確実な定着
- ②「学習の約束」等授業中のルールを明確にした規律のある学習環境づくり
- ③思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、児童生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられる道徳の学習の工夫

##### (b) 児童生徒が主体的に取り組む活動の位置付け

- ①相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考え方を伝えたりすることができるコミュニケーション活動の設定
- ②児童生徒が自分の役割を自覚し、仲間と気持ちを一つにして取り組むことによって協力の大切さに気付き、達成感を味わえる活動の設定

##### (c) 体験活動の充実

- ①児童生徒が挑戦することで、達成感、感動、人間関係の深まりが感じられ、自己肯定感が高められる活動の工夫
- ②多様な価値観を認めあったり、自分に自信をもったり、生き方にあこがれをもったりできるような異学年交流や学校種間交流、地域の方と連携した行事の工夫



#### (d)教員の研修

- ①教員自身が人権感覚を大切にした教育活動を展開
- ②いじめ防止等に係る教員のスキルアップを図る研修、児童生徒の理解等についての保護者と合同の研修を実施

#### イ「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知

- ①「いじめは絶対に許さない」、「いじめられてよい子は一人もいない」という学校の姿勢や、いじめ防止等に関する学校の考え、取組等の保護者や地域への発信。全校集会やPTAの会合、地区懇談会での周知
- ②人権教育強調月間、定期的な教育相談、アンケートなどの年間計画への位置付け
- ③保護者や地域とともにいじめ防止等の取組を考え合う機会の設定

#### ウ 児童生徒のいじめ防止のための主体的活動の活用

児童生徒による、自他の人権を守り、大切にしようとする活動や、自尊感情を高め、コミュニケーション能力をはじめとする人間関係形成能力を育てる活動、情報機器の使用に関する申し合わせづくりなどの活動への支援

#### (4) 早期発見の取組

学校の教職員は、日頃から児童生徒や保護者と信頼関係を築き、相談しやすい体制を整えるよう努めます。また、いじめの可能性のある事象を発見したり、情報を得たりした場合は、一人で判断することなく、「いじめ防止等の対策のための組織」や学年会などと情報を共有し、複数で判断します。

#### ア 日常活動を通じた早期発見

- ①児童生徒の表情を観察したり、声がけをしたりする、共に過ごす時間の確保
- ②日記や生活記録を通じた対話による児童生徒の気持ちの変化の把握
- ③学年会や教科会での情報交換
- ④相談箱設置など、児童生徒が日頃の悩みや相談したいことを直接伝えられる工夫

#### イ 相談体制の充実

- ①児童生徒や保護者、地域の方が安心して相談できるように、相談者の意向を尊重した対応を提示するなど、相談窓口の工夫や、校外相談窓口の周知
- ②相談室への職員の常駐、保健室での相談などいつでもだれにでも相談できる工夫
- ③スクールカウンセラーの積極的な活用
- ④教育相談日や相談の時間の設定等によるすべての児童生徒との計画的な相談実施
- ⑤校内の「いじめ防止等の対策のための組織」を中心とした確実な情報共有

## ウ アンケートやチェックリストの活用

- ①アンケート、Q-U 調査による児童生徒の学校内外の生活や、心の変化の把握。面談の実施
- ②児童生徒一人一人の学校生活満足度や意欲、社会性についての現状把握
- ③チェックリストを用いた担任自らの学級経営の点検
- ④保護者向けアンケート・チェックリストを活用した家庭での早期発見の協力依頼

### (5) いじめへの対応

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてくれた児童生徒の安全を確保したうえで、教職員は一人で抱え込むことなく、速やかに「いじめ防止等の対策のための組織」を中核とした組織的対応をします。そのため、自校の「いじめ対応マニュアル」の充実を図り、教職員が組織的な対応の仕方の共通理解を図ります。

- ①見通しをもった支援・指導ができるように、対応の手順を明確にし、共通理解
- ②支援・指導方針や、具体的な対応の仕方、役割分担の決定
- ③全体像の把握（事実確認）・いじめの訴えの傾聴、事実と気持ちの聴き取り、事実関係の整理（いじめの構造）、保護者との連携等のポイントの共通理解
- ④いじめを受けた児童生徒、保護者への支援・必ず守り通す姿勢、心のケアや様々な弾力的な措置（別室での学習等）、保護者への迅速な連絡と対応の情報共有、児童生徒に寄り添い支える体制づくり等
- ⑤いじめを行った児童生徒への指導と保護者への助言・事実と気持ちの聴き取り、いじめをやめさせる、疎外感や孤立感を与えないような配慮の下に指導を継続（いじめを行ってしまった背景に理解を示しながらも毅然とした指導）、保護者への迅速な連絡と継続した助言、よさを伸ばしていけるようなかわりの継続等
- ⑥いじめが起きた集団への指導のポイントの共通理解
- ⑦教育委員会への報告、保護者への連絡と連携した支援・指導
- ⑧必要に応じて、関係機関（警察、児童相談所等）への連絡、連携体制構築

### (6) ネット上のいじめへの対応

児童生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉棄損や人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するように努めます。

- ①未然防止の観点から児童生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対する啓発を行い、協力を得る。
- ②児童生徒間の情報に注意するなど、インターネット上のいじめの早期発見に努める。
- ③不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために直ちに削除の措置を講ずるなど適切に対処する。

## (7) その他

### ア 教員が児童生徒と向き合う時間の確保

学校では教員が児童生徒と向き合い、共に過ごす時間を確保するため、教員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整えたり、仕事の内容を整理したりするなどして、校務の効率化に努めます。

### イ 学校評価や教員評価の取扱い

- ①学校評価でいじめの問題を取り扱う場合は、いじめの有無や認知件数の多寡のみを評価することなく、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組むようにする。
- ②教員評価で、いじめの問題を取り扱うに当たっては、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する。

## 3 学校と家庭、地域、関係機関・関係団体が連携しいじめ防止等の取組

いじめ防止等の取組は、学校だけでなく、学校と家庭、地域、関係機関、関係団体が連携して様々な取組を工夫していきます。

### (1) 保護者の役割

保護者は、子どもの教育について第一義的な責任を有することを認識し、子どもたちが安心して生活できる環境を整え、温かな人間環境の中で、子どもに思いやりの心や、規範意識、正義感などを育みましょう。また、子どもの誰もが「いじめる側」にも「いじめられる側」にもなる可能性があることを理解し、寄り添い、支えることが必要です。

- ①日頃から子どもが悩みを相談しやすいような雰囲気づくりに努める。
- ②子どもとともに過ごす時間を大切にし、子どもを理解するとともに、子どもの変化に気付くよう努める。
- ③基本的な生活習慣の確立や、情報機器の使用のルール策定など、家庭におけるルールづくりに努める。
- ④学校の教育方針や教育活動への理解や協力に努めるとともに、普段から学校とコミュニケーションをとるように心がける。

### (2) 地域におけるいじめ防止等の取組との連携

- ①PTA活動によるいじめ防止等の取組の推進
- ②地域人材の学校教育活動への参画。また、児童生徒と家庭や地域の多くの大人が接するような取組の学校教育計画への位置付け
- ③公民館活動や青少年健全育成事業への児童生徒の積極的な参加
- ④学校と児童センターが連携した児童生徒の状況把握
- ⑤地区懇談会での地域における児童生徒の状況の把握

### (3) 関係機関・関係団体との連携

- ①児童相談所や警察など関係機関、医療機関、地方法務局、教育委員会、子育てや福祉に係る機関との情報交換等日常的な連携
- ②スクールサポーターの活用による防犯教室などの実施
- ③外部専門家や民間団体によるいじめ防止等の啓発活動の活用

## 4 重大事態への対応

法第 28 条第 1 項に規定する下記のような重大事態が発生した場合は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応することが必要です。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な障がいを負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
  - 年間 30 日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査
  - ※その他、児童生徒や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

### (1) 学校の対応

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会に速やかに事案発生を報告し、迅速かつ適正に組織的対応をします。そのため、各学校は『学校危機管理マニュアル作成の手引き』（長野県教育委員会 平成 24 年 1 月）等を参考にし、学校危機管理マニュアルを整備する。

- ①事案発生直後に教職員の共通理解を図り、速やかに「いじめ防止等の対策のための組織」を中核とした、対応チームを組織
- ②関係児童生徒への事実確認と関係児童生徒の保護者への迅速な連絡、連携した支援、指導
- ③関係機関等（警察・医療・消防・教育委員会・PTA等）への緊急連絡と支援の要請、連携体制構築
- ④いじめを受けた児童生徒の安心・安全の確保  
「あなたは悪くはない、必ず守り通す」というメッセージを伝え、安全・安心を確保し、学習やその他の活動が安心して行える環境を整備する。学校体制での見守りと、スクールカウンセラー等による心のケアを継続する。

### ⑤いじめを行った児童生徒への指導

いじめを完全にやめさせるために、毅然とした対応をして自分の行為の責任を自覚させる指導を、健全な人間関係を育むことができるような配慮のもと継続する。

## (2) 教育委員会又は学校の対応

### ア 重大事態発生時の報告

重大事態が発生した場合は、法第 30 条第 1 項に基づき、学校は教育委員会に報告し、教育委員会はこれを市長に報告します。

### イ 重大事態の調査

教育委員会は調査の主体を判断し、教育委員会又は学校の下に、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行います。

#### (a) 調査の主体の判断

今までの経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒の保護者の訴えなどを踏まえて調査の主体を判断します。学校の教育活動に支障が生じるおそれのある場合や、学校主体の調査では十分な結果が得られないと判断した場合は、教育委員会が調査の主体となる必要があります。

#### (b) 調査組織

- ①教育委員会が調査の主体となる場合は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図り、公平性・中立性・客観性を確保します。
- ②学校が調査の主体となる場合は、「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、事態の性質に応じて専門家を加えます。また、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行います。

#### (c) 調査の実施

- ①調査の目的は、当該事態への対処と同種の事態の発生を防止することです。
- ②因果関係の特定を急がず、アンケート調査、児童生徒や関係者への聴き取り等を行い、客観的な事実関係を速やかに、可能な限り網羅的に明確にします。  
※いじめ行為がいつ、だれから、どのように行われたか。いじめの背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか。教職員はどのように対応してきたか。
- ③調査の主体（教育委員会又は学校）は調査組織による調査に全面的に協力します。

④児童生徒の自殺という事態が起こった場合は、遺族の気持ちに十分配慮しながら自殺の背景調査を実施することが必要です。亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指します。

背景調査については、「国の基本方針」（自殺の背景調査における留意事項）を十分配慮したうえで、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とします。

## ウ 調査結果の提供及び報告

### (a) いじめを受けた児童生徒や保護者への情報提供

- ①教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、法第28条第2項に基づき、調査により明らかになった事実関係を適時・適切な方法で説明します。
- ②これらの情報提供にあつたては関係者の個人情報に十分配慮し、適切に情報を提供します。

### (b) 調査結果の報告

教育委員会又は学校は、調査結果についても(2)ア「重大事態発生時の報告」のように報告します。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望し、調査の報告に対する所見をまとめた文書を提出した場合は、それを調査結果の報告に添えます。

## エ 調査結果を踏まえた措置

教育委員会は、専門家の派遣による重点的な学校支援、教職員の配置等人的支援の強化、心理や福祉の専門的知識を有する者など外部人材の追加配置等を行い、積極的に学校を支援します。

## (3) 市長による対応

(2)ウ(b)「調査結果の報告」を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、法第30条第2項に基づき、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行います。

### ア 再調査

- ①再調査機関の構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であつて、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）とし、公平性・中立性・客観性を確保します。
- ②従前の経緯や事案の特性から、必要な場合、いじめを受けた児童生徒又は保護者が望む場合には、(2)イの調査に並行して市長による調査を実施することもあります。

③市長は、いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等調査結果を説明します。

#### イ 再調査の結果を踏まえた措置等

①学校について再調査を行ったときは、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保した上で、市長は、法第30条第3項に基づき、再調査の結果を議会に適切に報告します。

②市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、「総合教育会議」において協議し、法第30条第5項に基づき当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとします。

③市長部局が関与する「必要な措置」としては、教育予算の確保、児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置が考えられます。

### 三 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

教育委員会は、市のホームページにおいて、市基本方針を公表するとともに、学校における学校いじめ防止基本方針の策定状況を確認し、公表します。

また、いじめ防止等の取組の状況を踏まえ、必要に応じて市基本方針の見直しを検討し、総合教育会議において協議・調整を図ります。